

密漁は犯罪です。 非法捕捞就是犯罪。

日本の海は、ほとんどの場所に漁業権があります。

在日本的大部分海域被设定“渔业权”

貝類、海藻類、たこ等を採ると密漁となり
捕捞贝类、海藻类和章鱼等行为都有可能属于非法捕捞，
法律で罰せられる可能性があります。
甚至受到刑事处罚。

採ってはいけない生き物の例 禁止捕捞的海洋生物(示例)

特定水産動植物 特定水产动植物

あわび
鲍鱼



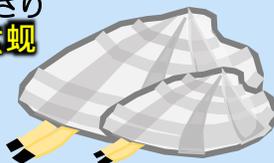
なまこ
海参



しらすうなぎ
玻璃鳗

特定水産動植物の密漁は、
特に厳しい罰則があります。
**非法捕捞“特定水产动植物”的，
受到更严厉的处罚。**

あさり
大蚶



さざえ
海螺



はまぐり
蛤蜊



いせえび
龙虾/伊势虾



たこ
章鱼



わかめ
裙带菜



うに
海胆

漁業法違反（违反〈渔业法〉）

- 特定水産動植物の採捕（あわび、なまこ、しらすうなぎ）
捕捞“特定水产动植物”（鲍鱼・海参・玻璃鳗）
→ 3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金
→ 处3年以下有期徒刑或者处3,000万日元以下罚金
- 漁業権侵害（侵害渔业权）
→ 100万円以下の罰金
→ 处100万日元以下罚金

【お問合せ】 【问讯处】

中部空港海上保安航空基地

☎0569-38-8118